

平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	福利厚生センター運営事業費			<b>担当部局庁</b>	社会・援護局			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	平成6年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	平成26年度	<b>担当課室</b>	福祉基盤課			岩井 勝弘	
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	Ⅶ-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	社会福祉法第102条～第106条			<b>関係する計画、通知等</b>	・社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平19.8.28) ・民間社会福祉事業助成費(福利厚生センター運営事業)補助金交付要綱				
<b>主要政策・施策</b>	高齢社会対策			<b>主要経費</b>	社会保障				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	社会福祉事業従事者の確保を促進するため、社会福祉事業経営者が単独では実施できない職員に対する福利厚生事業を全国規模で共同化して実施すること等により、民間社会福祉事業従事者の福利厚生の向上を図り、人材確保に資することを目的とする。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	社会福祉法に基づき設置されている福利厚生センターにおいて実施する小規模・零細事業者が単独では実施できない生活習慣病予防健診費用の支援や、病気や心の悩み等に関する健康相談、メンタルヘルス対策や接遇等の職員講習などの福利厚生事業の企画を支援することにより、社会福祉に関する事業に従事する人材の確保を推進する。								
<b>実施方法</b>	補助								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算の状況	当初予算	66	46	36	-	-		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	66	46	36	0	0			
	執行額	66	46	36	-	-			
執行率(%)	100%	100%	100%	-	-				
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 26年度	
	平成26年度までに会員数25万人を目標としている。	会員数	成果実績	万人	22.6	23.5	24.4	-	
			目標値	万人	22.7	23.7	25	-	
			達成度	%	99.6%	99.2%	97.6%	-	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	未加入法人に対する個別訪問	活動実績	回	-	29	51	-		
		当初見込み	回	-	-	-	-		
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	即加入法人に対する個別訪問	活動実績	回	-	162	158	-		
		当初見込み	回	-	-	-	-		
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円/人	291	197	146	-
	X:執行額 単位 円 Y:会員数 単位 人			計算式	X / Y	65,879,000 / 226,082	46,259,000 / 235,019	35,528,000 / 243,977	-
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	福利厚生センター運営事業費	0	0	経営効率化(自主財源化)による補助金の廃止					
	計	0	0						

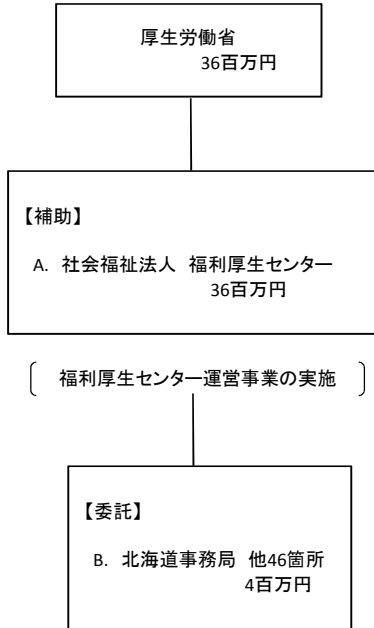
事業所管部局による点検・改善			
項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	小規模事業者において福祉・介護業務に従事する者に対する福利厚生事業の推進は、喫緊の課題である福祉・介護人材確保に資するものであり、当該事業に対する国民のニーズは高い。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	社会福祉法第102条に、国は、社会福祉事業に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図ることを目的に福利厚生センターを指定することができることとされているため、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	高齢化に伴い、2025年までに約250万人の介護職員が必要と推計されている。今後、労働人口が減少していく中で、介護人材の確保は我が国において喫緊の課題であり、それを福利厚生の上昇を通じて行う事は、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	社会福祉事業従事者の福利厚生に関し、連絡・助成等を行う法人は、社会福祉法第102条に基づき、1法人しか指定できない事になっている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	民間社会福祉事業従事者の福利厚生の上昇を図り、人材確保に資することを目的としている本事業経費を、社会福祉法第102条に基づき設置されている福利厚生センターへ補助することは適正であり、会費の負担もあり妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	会員数の増加に伴い、単位当たりコストは年々減少しており、その水準も適正である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	直接補助であり、中間段階での支出は生じていない。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	職員人件費、借料及び印刷製本費等の事務費等、本事業を実施するために真に必要な費目を補助対象経費としている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	不用は生じていない。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	予算額を見直し、効率化を図っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	会員数は、毎年度、着実に増加していることから、成果目標に見合ったものとなっていると考えられる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	成果実績から実効性の高い手段となっている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みは設定されていないが、未加入法人に対して51件、即加入法人に対して158件と、それぞれに個別訪問が実施されている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	○平成26年度までに会員数25万人の達成目標には及ばなかったものの、着実に会員数を伸ばしている。 ○社会福祉事業経営者は、社会福祉法人以外にNPO・企業などにも拡大、増加している。	
	改善の方向性	単位あたりコストは年々減少しており、改善努力が見られる。	
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
予終了	事業は当初の予定通りの成果を達成したため、平成26年度をもって終了すること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
予定通り終了			
備考			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	437	平成23年度	395	平成24年度	343	
平成25年度	705	平成26年度	705			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位: 百万円)



**費目・用途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.社会福祉法人 福利厚生センター			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	職員俸給、諸手当、社会保険事業主負担金等	25			
事務費	借料及び損料(事務所借料、事務機器等リース代)、印刷製本費等	6			
会員管理・事業実施委託費	委託先: 都道府県地方事務局 会員管理業務	4			
その他	諸謝金、職員旅費等	1			
計		36	計		0
B.北海道事務所 他46箇所			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事業費	会員管理業務	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	社会福祉法人 福利厚生センター	福利厚生センター運営事業の実施	36	-	-

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	北海道事務局	会員管理業務	0.6	-	-
2	東京都事務局	会員管理業務	0.5	-	-
3	広島県事務局	会員管理業務	0.2	-	-
4	福岡県事務局	会員管理業務	0.1	-	-
5	愛知県事務局	会員管理業務	0.1	-	-
6	埼玉県事務局	会員管理業務	0.1	-	-
7	三重県事務局	会員管理業務	0.1	-	-
8	大阪府事務局	会員管理業務	0.1	-	-
9	山形県事務局	会員管理業務	0.1	-	-
10	富山県事務局	会員管理業務	0.1	-	-